令和８年度 第３回 仙台市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 議事録

1　日時　　令和８年８月31日（月）午後６時30分～午後８時15分

2　場所　　EARTH BLUE 仙台勾当台ビル８階　会議室１

3　出席者

［地域福祉専門分科会委員］14名（委員定数18名）

青木ユカリ委員	阿部重樹委員	阿部裕二委員	伊丹さち子委員	小川登委員
佐々木洋委員	高野章子委員	立岡学委員	釣舟晴一委員	中田年哉委員
三浦啓伸委員渡	谷津尚美委員	渡邉純一委員	渡邊礼子委員	（五十音順）

※欠席委員：大内修道委員、庄子清典委員、傳野貞雄委員、村山くみ委員

［事務局］

○健康福祉局	大槻地域福祉部長	大友総務課長
	高橋社会課長	伊藤保護自立支援課長
	永廣障害企画課長	加藤障害者支援課長
	小笠原高齢企画課長	内藤地域包括ケア推進課長
○こども若者局	木明総務課長	
○危機管理局	星危機管理課長	吉松 防災計画課要配慮者避難支援担当課長
○都市整備局	阿部住宅政策課長	

［オブザーバー］

○仙台市社会福祉協議会より１名

4　次第

(1) 開会
(2) 会長挨拶
(3) 議事
　「(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン2027」素案について
(4) 閉会

5　内容

(1)　開会
(2)　会長挨拶
(3)　出席状況の報告
- ４名の委員が都合により欠席される旨を報告
- 過半数の委員の出席により、定足数を満たしていることを報告

(4)　議事

- 議事録署名人は、会長と、他１名については阿部裕二委員に依頼→阿部委員承諾

議事１　「(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン 2027」素案ついて

〇社会課長

＜参考資料１　資料１に基づいて説明＞

＜質疑応答＞

〇阿部会長

ただいま説明のあった「(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン 2027」素案について、ご質問やご意見があればお願いしたい。

〇釣舟委員

重層的支援体制整備事業について、国の基本方針が示されることで内容が明確になるものと思うが、現時点での事業のイメージについて教えていただきたい。

〇社会課長

重層的支援体制整備事業は、令和３年度に社会福祉法の改正により創設された事業であり、本市では令和５年度から本格実施している。なお、「現在国から詳細が示されていない」と説明したのは、地方自治体が策定することが努力義務とされた重層的支援体制整備事業実施計画に盛り込む内容についてである。

本事業は、高齢、障害、こども、生活困窮など分野を問わず、複合化・複雑化した課題を抱える世帯に対し、包括的な支援体制の整備を目指すものである。包括的相談支援事業、地域づくり事業、多機関協働事業を基本とし、アウトリーチや参加支援などを組み合わせながら支援を実施している。

本市では、仙台市社会福祉協議会や国見・千代田のより処ひなたぼっこへの委託等により事業を実施しているほか、「つながる会議」を開催し、社会福祉法や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の枠組みを活用して、必要に応じて関係機関で情報を共有しながら支援方針や役割分担を検討し、伴走型の支援を行っている。また、本人の同意に基づき、本人とともに支援方針を検討する重層的支援会議の取り組みも実施している。

〇釣舟委員

資料 54 ページ及び 55 ページに記載されている実施体制については、重層的支援体制整備事業の一環であるという理解でよいか。

○社会課長

資料 52 ページは、本市における包括的な支援体制として、各種相談機関や支援機関を網羅的に掲載したものである。資料 54 ページ及び 55 ページは、今後国から示される重層的支援体制整備事業実施計画を見据え、包括的相談支援事業や地域づくり事業に関連する機関等を整理して掲載しているものである。なお、国の方針等を踏まえ、今後内容が変更となる可能性がある。

○立岡委員

資料９ページ及び 10 ページのアンケート結果では、大規模災害発生時の対応に不安を感じる市民が多いことが示されている。東日本大震災の経験や近年の災害の多発を踏まえ、本計画においても災害対策を重要な視点として位置づける必要があるのではないか。

資料２ページの計画策定の趣旨について、国の動向として記載されている内容は整理されていると思うが、法改正の内容についてはもう少し記載した方がよいのではないかと考える。まず、令和７年の災害対策基本法の改正により福祉サービスに関する規定が設けられたこと、また、今年の社会福祉法改正により防災に関する事項が位置付けられたことなど、防災と福祉の連携を進めていく方向性が示されていることから、その内容を資料２ページに記載し、各施策につなげていく必要があるのではないかと考える。

また、居住支援協議会に関する記載があるが、その背景として住宅セーフティネット法に関する記載も必要ではないかと考える。令和６年には生活困窮者自立支援法と住宅セーフティネット法の強化が行われており、国として居住支援を進めていく方向性が示されていることから、居住支援の重要性についても記載する必要があるのではないか。

さらに、本年６月に改正された生活困窮者自立支援法では災害支援に関する内容が盛り込まれ、来年４月から施行される予定となっている。本計画が開始される段階では、生活困窮者自立相談支援員が災害時の支援に関わることも形になってきていることから、そのような内容も踏まえたうえで、資料 29 ページ及び 30 ページの災害に関する取り組みについて、もう少し充実した記載が必要ではないかと考える。災害時には事前の備えがなければ対応できないことから、平時からどのような取り組みを進めるのか、あらかじめ整理しておくことが重要である。今回の法改正は、防災と生活困窮者支援、福祉を結び付けながら地域づくりを進める方向性を示したものと理解しており、その点についても計画の中で充実した記載が必要ではないかと考える。

また、東日本大震災の経験を踏まえれば、避難所での支援だけではなく、その後の生活再建までを見据えた支援が重要である。災害ケースマネジメントについては、仙台市の取り組みが制度化につながってきた経緯もあることから、その考え方を踏まえ、生活再建まで支援していくという方向性を明確にするべきなのではないかと考える。あわせて、危機管理部局、住宅部局、福祉部局をはじめとする関係部局が連携して取り組んでいくことについても、明確にしていただきたい。近年は熊本地震をはじめ、各地で豪雨災害等も発生しており、仙台市においてもいつ大規模災害が発生するか分からない状況であることから、平時の段階で何ができるのかを定めておくことは重要であると考える。今回は住宅部局にも参加いただいていることから、そのところを明確にしていただければありがたい。

○阿部会長
　資料２ページの計画策定の背景において、法改正等の経緯や趣旨についてより詳しく記載するとともに、それを踏まえて資料 29 ページの災害に関する取り組みについても、具体的な施策や取り組み内容をより充実して記載すべきではないかという提案であったと理解しているが、事務局いかがか。

○社会課長
　委員からご指摘のあったとおり、災害や居住支援に関する内容が本計画に含まれていることから、その背景となる法改正についても分かりやすく記載できるよう、資料２ページの記載については、内容を精査してまいりたい。
　また、市民アンケートで災害への不安が高い結果となったことについては、アンケート実施時期に水害等が相次いで発生していたことも影響していると考えている。しかしながら、昨今、国内外で災害が頻発している状況を踏まえると、市民の関心は一層高くなっているものと受け止めている。
　災害ケースマネジメントに関する記載については、近年の法改正において、福祉と防災の連携の重要性が示されている一方で、災害対策基本法と社会福祉法では位置付けや記載内容に違いも見られることから、これらを改めて確認しながら、地域福祉計画である本計画への記載内容について検討してまいりたい。

○立岡委員
　本計画はまだ素案の段階であることから、今後どのような内容が盛り込まれるのか、改めて相談させていただきたい。

○阿部会長
　今回ご意見いただいた内容については、住宅部局や防災部局など関係部局と庁内で調整のうえ、計画への反映を検討していただくことになると思う。なお、次回部会までの間に、事務局から委員へ内容の確認や相談をさせていただく場合もあると思われるので、ご協力をお願いしたい。また、他の委員の皆様にも引き続きご協力をお願いしたい。
　それでは、他にご質問、ご意見があればお願いしたい。

○谷津委員
　前回の意見を計画全体に反映していただき感謝する。
　資料９ページの市民アンケート調査結果や、資料 10 ページの「定年延長や共働き世帯の増加等を踏まえ、無理なく地域活動へ参加し、地域とのつながりを深める工夫が重要である」との記載については、地域活動に携わる中でそのとおりだと感じている。
　その上で、資料 28 ページの「一人暮らし高齢者等への支援」に関する記載について、地域活動を通じて感じるのは、こどものうちから地域とつながることが将来的な地域の担い手の育成につながるのではないかということである。こどもの頃から地域活動に参加していると、地域の方々が成長を見守り、声をかけたり、こども自身も地域の方々を知ることができたりするなど、よい関係が築かれていると感じている。一方で、町内会に加入しない世帯や、子ども会に参加しない世帯も増えていると聞いてい

る。そうした状況も踏まえると、資料 28 ページでは町内会について記載されているが、「子ども会」についても記載してよいのではないかと考える。

次に、資料 29 ページの「（４）災害に備える地域づくり」で方向性の主な取り組みに記載されている要配慮者について質問したい。要配慮者として現在どの程度の方が登録されているのか、その人数や割合について教えていただきたい。

また、これまで高齢者等を中心とした制度という印象を持っていたが、昨年度には療育手帳や身体障害者手帳を所持している方などに通知が送付され、個別避難計画の作成に関する案内が行われていたと認識している。実際に相談を受ける機会もあったことから、その取り組みによって障害のある方の登録が増えたのか教えていただきたい。あわせて、通知が届いていないとの声も聞いていることから、手帳所持者等に限らず、支援が必要な方々へ必要な情報が届くような取り組みも必要ではないかと感じている。

最後に意見として、災害時の支援については地域の支援力や住民一人ひとりの支援力の向上に加え、「受援力」の視点も重要であると考える。東日本大震災の際には、支援を必要としていても支援を求めることができず困難な状況に陥った方も見られたことから、必要なときに助けを求めることの大切さについても伝えていく視点が必要ではないかと考える。

〇阿部会長

３点のご意見、ご質問があったものと認識している。

１点目は、資料 28 ページの記載について、町内会に加えて子ども会も地域活動の担い手を育む重要な存在であることから、「子ども会」の追記を検討してはどうかというご意見であった。２点目は、資料 29 ページの要配慮者支援に関連し、要配慮者の登録状況や対象者数についての質問であり、あわせて要配慮者の定義や対象範囲についても確認したいという趣旨であったと理解している。３点目は、地域の支援力や住民一人ひとりの支援力の向上に加え、「受援力」の視点についても、計画の中で触れてはどうかというご提案であったと理解している。事務局いかがか。

〇社会課長

子ども会の記載については、ご指摘のとおり、こどもがいる地域でも子ども会への参加者が減少し、活動がなくなる事例も見られることから、追記について検討してまいりたい。

また、「受援力」については、ご意見のとおり、支援するだけでなく、助けてほしいと言えることも重要であると認識している。あわせて、災害時においても、自ら声を上げることが難しい方に対して必要な支援を届けることは重要である。こうした視点について、「受援力」という言葉を用いるかどうかも含め、表現について検討してまいりたい。

要配慮者支援に関するご質問については、担当課長から説明する。

〇防災計画課要配慮者避難支援担当課長

要配慮者の定義については、災害対策基本法において、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等と幅広く位置付けられている。一方で、本市においては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る取り組みと混同されやすい状況があることを認識しており、課題として捉えている。

本市の避難行動要支援者名簿については、令和８年４月現在で約２万７千人を登録している。対象者は、要介護３以上の方、身体障害者手帳２級以上の方、療育手帳Ａの方、精神障害者保健福祉手帳１級の方などであり、これらの方を自動的に登録している。また、これらの対象者以外にも、災害時に配慮や支援を必要とする方がいることから、本人の申請による登録も実施している。

まだ始まったばかりの取り組みではあるが、個別避難計画の作成や避難行動要支援者名簿を推進するとともに、福祉分野や住宅分野との連携を図りながら取り組んでまいりたい。

〇阿部会長

ご指摘のあった内容について、可能な限り加筆や表現の工夫をお願いしたい。他にいかがか。

〇伊丹委員

資料 14 ページについて質問したい。計画に用語説明を掲載する予定はあるのか。特に、基本的方向２の主な施策に記載されている「ＳＢＬ」について内容が分からなかったため、一般の市民にも分かりやすいよう用語の説明を加えていただきたい。

また、資料 25 ページの方向性に記載されている「誰にとっても利用しやすい施設や交通環境の整備を推進する」との記載について、「交通環境」や、資料 26 ページに記載されている「交通施設」が具体的に何を指しているのか教えていただきたい。

さらに、資料 31 ページから 32 ページにかけてＣＳＷが多く登場しているが、ここでいうＣＳＷは第１層生活支援コーディネーターを指しているのか教えていただきたい。仮に第１層生活支援コーディネーターを指している場合、各区１名の配置であることを踏まえると、記載されている役割を担うことが現実的に可能なのか伺いたい。地域包括支援センターと同様に業務負担が大きいのではないかと感じるため、その点についても教えていただきたい。

〇危機管理課長

「ＳＢＬ」については、仙台市地域防災リーダーの略称である。仙台市では、平成 24 年度から地域防災の担い手を育成することを目的として養成講習を実施している。

ＳＢＬには、町内会長等を補佐しながら、平時においては地域特性を踏まえた防災計画の作成や防災訓練の企画・運営を行うこと、また災害時においては地域住民の避難誘導や救出・救護活動の指揮を行うことなどの役割を期待しているものである。

〇社会課長

資料 26 ページに記載している「交通施設」については、主に駅やバスターミナルなどを指している。

また、ＣＳＷについては、第１層生活支援コーディネーターのみを指すものではなく、仙台市では仙台市社会福祉協議会の各区及び宮城支部事務所に合わせて 24 名を配置している。ＣＳＷの具体的な活動内容については、社会福祉協議会の担当者から説明する。

○市社会福祉協議会地域福祉係長

ＣＳＷについては、各区事務所及び宮城支部事務所に配置している。役割分担として、地域包括支援センターと連携しながら地域づくりを進める生活支援体制整備事業の第１層生活支援コーディネーターのほか、市内の地区社会福祉協議会における見守り活動やサロン活動を支援するＣＳＷ、重層的支援体制整備事業の中で主に個別支援を担当するＣＳＷ、ボランティア関係業務を担当するＣＳＷを配置しており、これら４つの機能を担う体制でＣＳＷ業務を実施している。

○伊丹委員

資料 25 ページ及び 26 ページの交通環境及び交通施設については、駅等のバリアフリーやユニバーサルデザインに関する取り組みが記載されているが、一方で高齢者の交通問題について課題を感じている。

高齢になっても運転免許を更新している方がおり、認知機能の低下が見られる場合であっても更新されている事例があるなど、現場で対応に苦慮するケースもある。このような高齢者の運転に関する課題について、本計画において取り上げなくてよいのか伺いたい。

○高齢企画課長

運転免許の返納に関する取り組みについては、市民局自転車交通安全課が所管しており、地域交通については都市整備局が所管しているため、詳細については確認させていただきたい。なお、高齢者に関しては、社会参加促進の一環として地下鉄やバスで利用できる敬老乗車証制度を実施している。対象は 70 歳以上の高齢者であり、交付率はおおむね 70%となっている。

高齢者の運転に関する課題について、地域福祉計画の中に盛り込むことができるのかを含めて関係部局と確認したい。

○阿部会長

高齢者の運転免許の返納や交通安全に関する課題については、市民局において所管しているとのことであるが、可能であれば、現在の取り組みや、市としてどのような問題意識を持っているのかという程度で構わないため、次回の分科会でお示しいただければありがたい。

○青木委員

前回から様々な修正や加筆を行っていただき、感謝する。

また、先ほど他の委員からも意見があったが、災害ケースマネジメントや法改正における市の位置付けなど、災害に関する背景や取り組みについては、計画の中で触れておいた方がよいのではないかと感じており、その点については同様の印象を受けた。

加えて、今年は特に台風や水害に関する報道が多いが、気候変動や気候危機といった環境面の影響により、毎年のように水害が発生している状況を踏まえると、資料の２ページへの記載になるかどうかは別として、そのような環境的な観点についても触れておくことが必要ではないかと感じた。

これは要配慮者への支援という観点だけではなく、避難行動を考えたときに、地域の地形や居住環境によっては、支援する側の命を守るという視点も必要になるためである。計画で示されている地域づく

りとは少し異なるかもしれないが、様々な活動を行っている方々とのつながりを日頃から持っておくことも重要であると感じている。

また、仙台市には広瀬川が流れているが、流域治水の観点から、上流域、中流域、下流域それぞれの地域や立場の異なる主体がどのように連携しながら命を守る行動につなげていくのかという視点も必要であると思う。ハード面の対策には限界もあることから、防災や災害への備えとして、日頃からのつながりや、安全な場所を知っておくこと、どのように避難行動をとるべきかを理解しておくことなどは重要であり、そのような意識を日常的に持っておく必要があると感じている。特に豪雨災害の場合は、車があっても移動できない状況が生じることもある。どの部分で触れるかはあると思うが、こうした内容は計画の様々な箇所に関わる視点であると感じており、環境的な観点も踏まえて検討していただければと思う。

〇阿部会長

委員のご発言については、１点目として、先ほど立岡委員からも意見のあった資料 29 ページの防災に関する視点について、記載内容をより充実させてはどうかというご提案であったと理解している。

また、２点目として、大規模地震だけでなく、気候変動の影響による大雨や水害についても考慮する必要があることから、現状や課題の部分において、そのような視点を盛り込んではどうかというご意見であったと理解している。実際に宮城県内においても大雨に伴う警報が発令されるなど、仙台市内でも局地的な災害が発生し得る状況にあることから、気候変動に伴う大雨や水害への配慮についても、現状や課題の中で触れることが望ましいのではないかという趣旨だったと思う。事務局において検討をお願いしたい。

〇社会課長

防災に関して、複数の委員の皆様から、様々な視点からご意見いただいたので、その点を踏まえながら記載の仕方について検討してまいりたい。

地域ごとのハザードマップや地域特性に応じた考え方については、防災計画課要配慮者避難支援担当課長から説明する。

〇防災計画課要配慮者避難支援担当課長

本市としては自助の取り組みについても施策を進めているところである。避難支援や避難行動については、ご指摘のとおり様々な避難の方法があり、指定避難所への避難だけでなく、在宅避難を含めた取り組みも進めている。また、災害を考える際には東日本大震災が前提となることが多いが、近年は水害も多く発生していることから、水害をはじめとする様々な災害を踏まえ、必要な避難行動や日頃からの備えについて検討していくことが重要であると認識している。委員からいただいたご意見を踏まえ、防災・減災の取組について検討してまいりたい。

〇佐々木委員

計画全体について、表現や構成に関して気づいた点を申し上げたい。

まず、資料２ページ下段のせんだい支えあいのまち推進プランと各種法定計画との関係に関する記載については、資料３ページの「２位置づけ」の３つ目の項目や、第５章における各計画との関係の説明と内容が重複しているように感じるため、整理や簡素化を検討していただきたい。また、この部分には、これまで意見のあった防災や災害対応の視点を盛り込むことも考えられるのではないかと思う。

次に、資料５ページの計画期間について、本計画は令和９年度から令和 14 年度までの６年間とされている一方、上位計画である仙台市基本計画とは計画期間の終了年度が異なっている。期間を一致させる必要があるとまでは考えていないが、この２年間の差異について、計画上の考え方や位置付けを整理しておく必要があるのではないかと思う。

また、資料７ページ及び８ページの国の動向に関する記載について、社会福祉法改正に係る記載と、「社会福祉法等の一部を改正する法律」や「民法等の一部を改正する法律」などの表記が混在しているため、表現を統一した方が分かりやすいのではないかと思う。

さらに、資料 25 ページの「（３）誰もが暮らしやすい生活環境づくり」の現状や課題における、「ユニバーサルデザインの発想を取り入れながら、バリアフリーを推進する必要がある」との記載について、趣旨がやや分かりにくく感じられるため、表現を補足し、分かりやすくしていただきたい。

加えて、資料 26 ページ下段の住宅に困窮する方への支援に関する記載について、「市営住宅による入居支援を行い、民間賃貸住宅と連携した重層的かつ柔軟な住宅セーフティネット機能の構築」の記載が分かりにくく感じられるため、加筆し、分かりやすくしていただきたい。

なお、今後も計画を確認する中で気付いた点があれば、会議終了後の意見提出等を通じてお伝えしたい。

〇阿部会長

佐々木委員からは、まず資料２ページから３ページにかけての重層的支援体制整備事業に関する記載について、内容の重複が見られるとのご指摘があった。また、これまで他の委員からも意見のあった防災・災害対応の視点については、この部分で記載を充実させてはどうかとのご意見であった。

次に、資料４ページ及び５ページについて、本計画の計画期間は令和９年度から令和 14 年度までとなっている一方で、上位計画である仙台市基本計画との計画期間に差異があることから、その２年間の考え方や位置付けについて整理しておく必要があるのではないかとのご意見であった。

また、資料 25 ページの「ユニバーサルデザインの発想を取り入れながら、バリアフリー化を推進する必要がある」との記載については、ユニバーサルデザインとバリアフリーの関係性が分かるよう、補足的な記載が必要ではないかとのご指摘であった。

さらに、資料 26 ページの住宅に困窮する世帯への支援に関する記載については、市営住宅による入居支援と民間賃貸住宅との連携が、どのような意味で重層的な居住支援体制の構築につながるのか分かりにくいため、補足的な説明が必要ではないかとのご指摘であった。

事務局において、現時点で回答できる事項について説明をお願いしたい。

○社会課長

資料２ページ及び３ページの記載については、ご指摘のとおり重複感があるため、表現の工夫や記載内容の整理について検討してまいりたい。また、防災の視点については、委員の皆様からのご意見を踏まえて記載の工夫を図ってまいりたい。

資料５ページの計画期間については、現行計画策定時に 3 年ごとに一部改正される高齢分野や障害分野の関連計画との整合を考慮し、６年間としている経緯がある。上位計画との計画期間に差異はあるが、基本計画との間で大きなずれが生じる場合には、必要に応じて見直しを行うことも考えられる。

資料７ページ及び８ページの法改正に関する記載については、あらためて確認のうえ、必要な統一を図ってまいりたい。

資料 25 ページのユニバーサルデザインとバリアフリーに関する記載については、ダイバーシティ推進指針の考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザインの発想を取り入れながら」との文言を追加したものである。バリアフリーは障壁を取り除く考え方であり、ユニバーサルデザインは誰もが使いやすい環境を目指す考え方である。これらの関係性について、表現を工夫してまいりたい。

また、資料 26 ページの住宅に困窮する方への支援に関する記載については、市営住宅による入居支援と民間賃貸住宅との連携による居住支援の関係性が分かるよう、表現を整理してまいりたい。

○阿部会長

現在検討している支えあいのまち推進プランと、その上位計画である仙台市基本計画との関係については、事務局から説明があったとおり、今後示される仙台市基本計画の改定内容を踏まえ、その内容によっては本計画の対応についても検討していくとのことである。

○立岡委員

身寄りのない高齢者が今後増えていくことが見込まれる中、本市では申請主義だけではなく、対象者に働きかけるプッシュ型の取り組みが進められていると感じている。地域の支え合いを維持していくためには申請主義だけでは対応が難しい面もあることから、どこまで記載できるかは別としても、プッシュ型で支援を行っていくという考え方について、計画の中で触れていただくことが大切ではないか。

また、本計画には就職氷河期世代への支援に関する記載が見当たらない。就職氷河期世代については、未婚の方が多いことなども踏まえると今後の課題になると考えられることから、8050 問題の部分に記載するのか、ひきこもり支援の部分に記載するのかは別として、支援の対象としてきちんと網羅する必要があるのではないかと考える。

防災に関しては、災害ケースマネジメントについては口頭では説明があったが、資料にはその記載が見当たらないように感じる。災害ケースマネジメントは、市の被災者生活再建推進プログラムや被災者生活再建加速プログラムの取り組みを背景として発展してきたものであり、仙台市が果たしてきた役割についても記載すべきではないかと考える。また、その考え方に基づいて災害対策を進めていくことについても明確にしていただきたい。

また、資料 25 ページの身寄りのない高齢者に関する部分については、新たな日常生活自立支援事業も始まることから、まだ具体的な内容が見えない部分はあるかもしれないが、この分野についても、もう少し記載を充実させる必要があるのではないかと考える。

さらに、在宅避難に関しては、災害発生時に在宅避難者の状況を把握するための被災高齢者等把握事業や見守り相談支援事業が実施されていることから、こうした事業についても、実施していく取り組みとして具体的に記載してよいのではないかと考える。

あわせて、居住支援については、居住支援協議会や居住支援を進めるとの記載があるが、現在は居住サポート住宅が具体的な施策として位置付けられていることから、居住サポート住宅についても具体的な取り組みの一つとして記載していただきたい。計画をより良いものとするため、具体的に記載できるものについては、できる限り具体的に書き込んでいただければありがたい。

〇阿部会長

具体的な事業や取り組みについては、可能な範囲で計画に記載いただきたいとのご意見であったと理解している。例えば、プッシュ型支援の考え方については、本市がこれまでも取り組んできた経過を踏まえ、今後もその視点を大切にしていくという趣旨をどのような形で計画に盛り込むのか、また、そもそもどの部分に位置付けるのが適切なのかといった点も含め、検討が必要になるものと思われる。事務局においてご検討いただきたい。それでは、事務局から現時点でお答えできることがあればお願いしたい。

〇社会課長

ご意見については、会長からも補足いただいたとおり、具体的な事業や取り組みをどこまで計画に記載できるか検討が必要なものも含まれていると認識している。例えば、身寄りのない高齢者に関する支援についても、現時点では事業の詳細な制度設計を進めている段階であり、どこまで踏み込んで記載できるかという課題がある。今後、具体的な事業内容を整理しながら、可能な限り具体的な記載ができるよう、どのような書き方が適切かを含めて検討してまいりたい。

〇阿部会長

ご意見については事務局で受け止めていただくことになると思うが、就職氷河期世代の方々については、立岡委員からもご発言があったとおり、将来的には身寄りのない高齢者となる可能性もある世代である。どの部分に記載するのが適切かという難しさはあると思うが、ご指摘の趣旨については十分踏まえていただければと思う。

〇伊丹委員

災害に関しては、水害や地震について多くの意見が出されているが、感染症への対応については計画の中で触れられていないように見受けられる。感染症についても、今後パンデミック等が発生する可能性があることを考えると、何らかの形で触れなくてよいのか伺いたい。また、地域包括支援センターにおける業務継続計画（ＢＣＰ）では、災害と感染症を一体的に取り扱っていることから、その点も踏まえて確認したい。

○社会課長
　感染症については、本計画の中に事業として位置付けるかどうかという点があるが、ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の経験もあることから、感染症が発生した際の地域福祉への影響や対応について記載することは考えられると思っている。
　一方で、感染症対策に関する具体的な事業については、これまでの計画においてもあまり記載してこなかった経緯があることから、現時点では、社会状況や計画策定の背景といった部分で触れることが考えられるのではないかと思っている。具体的にどのような形で記載するかについては、今後検討してまいりたい。

○伊丹委員
　災害に関する議論では水害や地震に注目が集まりやすいが、感染症についても災害の一つとして捉える視点が必要ではないかと考える。今後、気候変動など様々な要因による影響が想定される中で、感染症についても地域福祉に大きな影響を及ぼす可能性があることから、水害や地震だけに着目するのではなく、感染症も含めた災害への備えという観点があってもよいのではないかと思う。そのような観点から、感染症への対応についてどのように考えるのか疑問に感じたものである。

○阿部会長
　感染症を災害の一つとして位置付けるかどうかについては、全庁的な考え方にも関わる事項であると思われるので、ご意見として受け止めていただければと思う。

○中田委員
　資料 25 ページの「（３）誰もが暮らしやすい生活環境づくり」の現状・課題における最初の項目について確認したい。「高齢や障害、疾病等が理由で援助を必要としている身近な人のケアを無償で行っているケアラー」との記載があるが、「援助」という表現に少し違和感があった。福祉分野や各種計画では「支援」という表現を用いることが多いように思うが、ここであえて「援助」という表現を使用しているのか、それとも「支援」とした方がよいのか、その考え方について教えていただきたい。

○社会課長
　「援助」という表現については、特にこだわりがあって使用しているものではない。もともとは「ケア」という言葉を用いることを考えていたが、その後に再び「ケア」という表現が出てくることから、別の表現に置き換えた経緯がある。表現については改めて整理してまいりたい。

○小川委員
　地域活動に 20 年近く携わる中で、地域によって活動状況や取り組みには大きな差があると感じている。自身の地域は比較的活動が活発な方だと思うが、資料 27 ページの一番下に記載されている「新たな担い手となり得る方とゆるやかにつながる仕組みづくり」とは、どのようなことを想定しているのか教えていただきたい。

○社会課長

資料 27 ページの「新たな担い手となり得る方と緩やかにつながる仕組みづくり」については、委員のグループインタビューでいただいた意見を踏まえて記載したものである。既存のつながりだけでは担い手の裾野が広がりにくいという意見があり、居場所や緩やかなつながりの場に参加した方が、当初から担い手を目指しているわけではなくても、そうした場で役割を担うことを通じて、新たな担い手につながっていくことが考えられる。そのため、居場所やつながりの場の中で少しずつ役割を担っていただきながら、新たな担い手となっていただくことなどをイメージして、このような表現としている。

○小川委員

そのような場に集まる方は高齢者が中心であり、若い方が地域活動に参加する機会は、夏祭りなどに限られているのが実情であると感じている。

また、地域活動の運営や様々な役割を担うのも班長以上の方が中心となることが多く、見守りなどもお願いしているが、班長は１年で交代することもあり、その後の継続的なつながりに結び付かないこともある。そのため、新たな担い手となり得る方と緩やかにつながる仕組みとして、具体的にどのようなものを想定しているのか関心を持ったところである。

ＳＢＬについては、自身の地域では防災訓練の企画や実施を担っており、そのような取り組みをしている地域もあることから、ＳＢＬの活動についても、もう少し周知してもよいのではないかと思う。

地域には、積極的に活動しているところもあれば、地域活動への関心があまり高くないところもあり、地域差があると感じている。そのため、そうした地域をどのように底上げしていくのかについても考えていただきたい。

また、社会福祉協議会と地域が連携していくことが重要であると考えるが、「こんなやり方もある」といった事例や情報を示してもらえると、もう少し地域全体によい取り組みが広がっていくのではないかと思う。

○阿部会長

「新たな担い手となり得る方とゆるやかにつながる仕組みづくり」を進めるにあたり、その仕組みをどのように考えていくのかが重要な点であると思う。緩やかなつながりには様々な形があり得ると思うが、自然に担い手につながるとは限らない。そのため、そうしたつながりをつなげていくためには、人と人を結び付ける役割を担う方が関わるなど、つながりを生み出していく仕組みづくりが必要なのではないかと思う。ご検討いただきたい。

先ほど佐々木委員からも、用語の使い方などについて、今後気付いた点があれば意見を伝えたいとのお話があった。本日の部会の冒頭で事務局から意見提出方法について説明があったが、様式にはこだわらず、電話も含めて様々な形でご意見をお寄せいただければと思う。

本日いただいたご意見、ご提案、ご質問については、事務局において引き取り、今後の検討を進める際の参考としていただきたい。また、どのように反映していくかについても、事務局において整理いただき、次回の分科会で改めて報告をお願いしたい。副会長の阿部委員より、まとめをお願いしたい。

〇阿部副会長

本計画をここまで取りまとめるのは大変だったと思う。今後、各委員から出された意見が反映されていけばよいと感じている。

また、資料９ページのアンケート結果については、日頃からの交流の重要性を感じているとの回答が54.4%となっているが、個人的にはやや低い数字であるという印象を受けた。

さらに、先ほども意見があったが、日本の福祉制度は申請主義が基本となっている中で、パワーレスやボイスレスの方は必要な支援につながりにくい状況がある。アウトリーチも重要であるが、必ずしも十分に機能するとは限らないことから、その隙間を埋める意味でもプッシュ型の取り組みは有効ではないかと考える。本市においても既に取り組まれていることから、計画の中に明記してもよいのではないかと感じている。

また、重層的支援体制整備事業については、本計画全体を通じて関連する取り組みが散りばめられているが、最後に重層的支援体制整備事業として整理する際に、同様の内容が繰り返し記載されることにならないか気になっている。これまで示されている各施策や取り組みを総合的に整理した結果として、重層的支援体制整備事業の考え方につながる構成とするのかなど、そのまとめ方について少し気になったところである。以上、質問というより感想として申し上げる。

〇阿部会長

副会長のご感想を伺いながら改めて感じたが、本計画の中には「多様な価値観」という表現が盛り込まれている。一方で、アンケート結果では、日頃からのつながりや支え合いを大切にしているという回答は約54%となっており、副会長からはその割合について低い印象を受けたとのご意見もあった。価値観が多様化している社会において、本計画としては「つながりを大切にしながら」という価値観をメッセージとして持ちながら進めていくことになるが、その点は実は大変難しいところがあるのではないかということを、日頃から事務局とも話しているところである。大変いいご指摘をいただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもって本日の分科会を終了したい。本当に長時間にわたり、たくさんのご質問やご意見、ご提案をいただきありがとうございました。

(5)　閉会